



経営者年金共済制度

拠出型企業年金保険

ご加入のおすすめ

制度の運営

- この制度は東京商工会議所が下記の生命保険会社と締結した「拠出型企業年金保険契約」に基づいて運営されます。したがって、お申込みの契約については引受生命保険会社の「拠出型企業年金保険普通保険約款」および「拠出型企業年金遺族年金特約」が適用されます。
- この制度は下記生命保険会社が引受しております。幹事会社は引受生命保険会社の委任を受けて事務を行います。引受生命保険会社名の後に記載されている数値は、2017年4月1日現在の引受割合です。引受生命保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの募集実績等により決定した引受割合(2017年4月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。
- この制度は、その運営を安全かつ円滑にするために、内容の一部を変更することがあります。

個人情報の取扱いについて

経営者年金共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者となる方々の個人情報を次のとおり取り扱います。

- ①ご加入者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)および会員事業所(事業主)の個人情報(氏名、住所、口座情報等)はご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から東京商工会議所(以下、「商工会議所」という。)に提供されます。
- ②商工会議所は会員事業所(事業主)から提供された事業主およびご加入者の個人情報を経営者年金共済制度の事務手続き、各種サービスのご案内・ご提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、商工会議所が本制度運営のために拠出型企業年金保険契約を締結している生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)に提供します。
- ③生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために使用し、またこの目的の範囲内で、商工会議所、他の共同取扱会社および本人が所属する加入事業所に提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引続き商工会議所および生命保険会社においてそれぞれ上記②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤拠出型企業年金保険の引受生命保険会社に変更された場合、個人情報は変更後の引受生命保険会社へ提供されます。

引受生命保険会社および引受割合

(2017年4月1日現在)

【幹事会社】アクサ生命保険株式会社(49.52%)

住友生命保険相互会社(15.06%)

第一生命保険株式会社(9.29%)

大同生命保険株式会社(4.59%)

日本生命保険相互会社(14.16%)

明治安田生命保険相互会社(7.38%)

(50音順)

この制度についてのお問い合わせは

東京商工会議所 共済センター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1
丸の内二丁目ビル

Tel.03-3283-7905 <http://www.tokyo-cci.or.jp>

●引受生命保険会社連絡先

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】
重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の給付金額(積立金額)・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

確かな安心感が、明日の繁栄をお約束します。

制度の特長

- 1 東京商工会議所の会員事業所の役員・幹部社員の方々の福利厚生制度です。
- 2 月々の定額掛金で経営者の方々の退任慰労金、老後の年金生活保障等、将来の設計を容易にたてることができます。
- 3 役員退任の際も、一時に多額の資金を調達する必要がありません。
- 4 東京商工会議所が一括して契約しますので、安全な資産形成に寄与します。



制度の取扱い

■加入資格

東京商工会議所の会員事業所の事業主、家族従業員、法人の幹部社員で、年齢満20歳以上満70歳未満で、加入申込日現在健康で正常に勤務している方(加入継続の払込満了日は年齢満80歳に達した月の末日までです)。

■加入手続と掛金の払込方法(月払)

申込みの際には被保険者(加入者)同意のうえ、所定の加入申込書により引受生命保険会社を通じて毎月15日までに東京商工会議所へ申し込んで下さい。掛金は、**毎月22日**に翌月分をご指定の預金口座より自動的に振替させていただきます。(但し、16日以降のお申込みについては翌々月の22日からとなります)

■預金口座

法人口座——掛金の負担が事業所・加入者自身にかかわらず、お申込者の事業所が法人の場合は法人口座をご利用願います。

個人口座——お申込者の事業所が個人企業の場合は個人事業所口座をご利用願います。

■掛金が2ヵ月連続して振替不能になりますと、自動脱退のお取扱いになります。

掛 金

■掛金月額

1口10,000円で、1人最高30口300,000円まで加入できます。(上記掛金には、1口につき200円の制度運営事務費が含まれており、したがって1口につき9,800円を「生命保険料」として運用いたします)。

●この制度の掛金の負担者は、事業所または加入者自身となります。

■掛金の増口および減口

お申し出により30口を限度として、口数を増口することができます。

また最低1口の継続を条件として、口数を減口することができます。

●減口を行う場合、①～⑦の事由によります。減口相当部分の積立金は脱退時(払込満了)まで積み立てます。

①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

●減口期間中の脱退または死亡時の取扱いについて
減口期間中の脱退については、脱退一時金をお支払いいたします。減口期間中の死亡時については、遺族一時金をお支払いいたします。

積立金の一部受取

積立金の一部受取ができます。積立金の一部受取は、加入者1人につき10万円以上1万円単位とし、原則年1回に限りお取扱いいたします。

●積立金の受取金額は、制度の仕組み上1万円未満の端数が生じます。

●積立金の一部を受け取る場合は①～⑥の事由によります。

①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済

給付金

この制度の給付金はつぎのいずれかとなります。

①退職一時金

加入者が加入期間10年未満で退職したとき、または年金にかえて一時金を希望されたとき、退職一時金(〔表1〕参考)が支払われます。退職一時金とは、脱退一時金のことを示しております。

②遺族一時金

加入者が加入期間中に死亡したとき、遺族一時金(〔表1〕参考)が支払われます。

③退職年金

加入者が加入期間10年以上で退職したとき、または年齢満80歳に達したとき、退職年金(〔表2〕参考)が10年間支払われます。(加入者の生死にかかわらず)退職年金とは、10年確定年金のことを示しております。(注)給付金①②③は重複支払とはなりません。

④解約手当金

やむを得ず退職・退任以外で共済契約を脱退した場合、解約手当金をお支払いいたします。

■給付金の受取人

この制度の給付金の受取人は、掛金負担者によりつぎのとおりとなります。

①掛金を事業所が負担する場合の受取人は事業所となります。

②掛金を加入者自身が負担する場合の受取人は加入者となります。

この場合、本人が死亡のときは被保険者(加入者)の遺族(労働基準法施行規則第42条～45条に規定する遺族補償順位により決定する)となります。

*年金・一時金のお受取には所定の条件があります。お申込みにあたっては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずお読みください。

■加入および増口の取扱い(毎月取扱い)

●毎月15日までに加入申込書が東京商工会議所に到着した場合……加入日は翌々月1日

●毎月16日以降月末までに加入申込書が東京商工会議所に到着した場合……加入日は翌々々月1日

■被共済者証兼加入者名簿の発行

ご加入事業所に対しては「東京商工会議所経営者年金共済制度被共済者証兼加入者名簿」を発行します。

■給付金の請求と変更の連絡

給付金の請求は所定の用紙で、東京商工会議所へご請求下さい。各種変更につきましても所定の用紙で、東京商工会議所へご連絡下さい。

〔表1〕		退職一時金・遺族一時金の給付額試算表								(単位:円)
積立期間	口数 給付金	30口		15口		5口		1口		
		退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	退職一時金	遺族一時金	
5年		約17,667,000	約19,167,000	約8,833,500	約9,583,500	約2,944,500	約3,194,500	約588,900	約638,900	
7年		24,945,000	26,445,000	12,472,500	13,222,500	4,157,500	4,407,500	831,500	881,500	
9年		32,349,000	33,849,000	16,174,500	16,924,500	5,391,500	5,641,500	1,078,300	1,128,300	
10年		36,099,000	37,599,000	18,049,500	18,799,500	6,016,500	6,266,500	1,203,300	1,253,300	
15年		55,335,000	56,835,000	27,667,500	28,417,500	9,222,500	9,472,500	1,844,500	1,894,500	
20年		75,429,000	76,929,000	37,714,500	38,464,500	12,571,500	12,821,500	2,514,300	2,564,300	
25年		96,417,000	97,917,000	48,208,500	48,958,500	16,069,500	16,319,500	3,213,900	3,263,900	
30年		118,359,000	119,859,000	59,179,500	59,929,500	19,726,500	19,976,500	3,945,300	3,995,300	

〔表2〕		退職年金月額・年金総額の給付額試算表								(単位:円)
積立期間	年金受給期間 口数 給付金	年金月額(10年間支給)								
		30口		15口		5口		1口		
		年金月額	年金総額	年金月額	年金総額	年金月額	年金総額	年金月額	年金総額	
10年		約312,600	約37,512,000	約156,300	約18,756,000	約52,100	約6,252,000	約10,420	約1,250,400	
15年		479,400	57,528,000	239,700	28,764,000	79,900	9,588,000	15,980	1,917,600	
20年		653,700	78,444,000	326,850	39,222,000	108,950	13,074,000	21,790	2,614,800	
25年		835,500	100,260,000	417,750	50,130,000	139,250	16,710,000	27,850	3,342,000	
30年		1,025,700	123,084,000	512,850	61,542,000	170,950	20,514,000	34,190	4,102,800	

【注】1.退職年金は加入者が加入期間10年以上で退職したとき、または年齢満80歳に達したとき、10年間支払われます。この場合、本人の生死にかかわらず10年間支払われます(10年確定年金)。
2.年金支払開始日は被保険者(加入者)が受給資格を取得した月の翌々月以降に到来する直近の3・6・9・12月のいずれかの10日です。
3.年金月額10,000円未満となる場合は一時金でのお支払いとなります。

上記〔表1〕〔表2〕の給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

1.給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

(1)制度として加入口数が常時8,500口を維持することを前提としていますので、加入口数が減少した場合には給付額が減少することがあります。

(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金され、最終入金日の翌月1日に支払うことを前提としています。

(3)給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2017年4月1日現在)および引割割合(2017年4月1日現在)に基づき計算しております。

予定利率については、将来、経済変動等により変更される場合があります。

記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。

毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。

また、配当金が生じた場合には、積立金の積み増しに充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。年金支払開始後に配当金が生じた場合には、年金増額のための保険料に充当いたします。

2.10年未満で退職しますと、退職一時金が払込掛金を下回る場合があります。

3.加入者が死亡した場合「退職一時金」+「死亡時点の加入口数に5万円を乗じた額」が遺族一時金として支払われます。

税務と経理処理について (2016年12月1日現在)

①掛金を事業所が負担した場合

掛金は預貯金と同じく資産に計上して下さい(損金、必要経費とはなりません)。

事業所が受けた給付金は、退職一時金、退職年金として実際に加入者に支払ったとき損金処理をすることになります(法人税基本通達9-2-28)。

②掛金を加入者自身が負担した場合

一般の生命保険料控除の対象となります(制度運営事務費を除く。所得税法第76条、地方税法34条・同第314条の2)。

加入者が受け取る退職年金は雑所得(所得税法第35条、同法施行令第183条)、退職一時金・解約手当金は一時所得(所得税法第34条、同法施行令第183条)、遺族一時金は相続財産(相続税法第3条、第12条)となります。